

令和5年度(第2四半期)における公益法人への会費等の支出状況

支出元独立行政 法人の名称	交付又は支出先法人名 称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
								公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本腎臓財団	3010005017779	年会費	50,000	A会員:50,000 B会員:25,000 個人会員:10,000	令和5年 9月22日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本中毒情報セン ター	6050005010703	年会費	10,000	団体会員:100,000 個人会員:10,000	令和5年 8月25日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 全国老人保健施設 協会	2010405009773	年会費	77,000	50,000 + α (入所 定員割) (α = 1床あたり 500)	令和5年 7月14日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本医師会	5010005004635	年会費等	889,000	A①会員:126,000 A②B会員:64,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000 C会員:6,000円 臨床検査精度管理 調査 参加費用: 53,000円	令和5年 7月10日 18日 31日 8月 1日 4日 18日 21日 22日 24日 28日 31日 9月15日 20日 28日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公社	国認定

独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益社団法人 日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	169,000	正会員：36,000円 準会員：18,000円	令和5年 7月31日 8月31日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公社	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価 機構	5010005016639	産科医療 補償制度	10,500,000	—	令和5年 7月27日 31日 8月28日 31日 9月27日 29日 30日	—	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価 機構	5010005016639	病院機能評価料 申込金	88,000	—	令和5年 7月10日	—	公財	国認定
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価 機構	5010005016639	研修参加費	66,000	—	令和6年 7月10日	医療の質の向上及び地 域医療連携の促進に係 る医療情報収集に必要 なため	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。